

令和2年11月 農業委員会議事録

開催日：令和2年11月25日（水）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時59分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和2年11月25日（水）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	山 崎 保 夫	出	8	浅 子 栄	出
2	高 橋 政太郎	出	9	坂 卷 秀 雄	出
3	田 口 勲	出	10	藤 井 光 昭	出
4	三ツ木 宗 一	出	11	高 橋 重 雄	欠
5	宇田川 道 代	出	12	金 子 繁 雄	出
6	渋谷 喜代治	出	13	荻 島 元 治	出
7	吉 田 佳 子	出	14	輿 石 大 介	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	欠 員		8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	大 貫 利 一	出	10	小 川 浩 明	出
4	内 野 佐 苗	出	11	大 熊 敏 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗 原 和 紀
統括主幹 齋 藤 利 明
主 幹 江 森 一 雄

（説明員） 開発指導課長 山 口 勇
開発指導課調整幹 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時28分

9. 会議の内容

局 長

定刻前でございますが、皆さんおそろいですので、始めたいと思います。

皆様、改めましておはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

過日行われた視察研修に参加された委員さんにおかれましては、大変お疲れさまでございました。研修の成果は今後の活動に生かしていただければと存じます。

それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いします。

会 長

おはようございます。先日の視察研修におきましては、参加された方はご苦労さまでした。急遽私は行かれなくなってしまって、機械が壊れてしまって1週間お休みになってしまったので、申し訳ございませんでした。

話には聞いていたのですけれども、お米のほうは見ていないようでしたが、野菜のほうを見てきたということで、吉野家の直営農場みたいなもので、皆さんが召し上がっている牛丼の中の具材に使われている農産物を扱っていたということだと思います。

このところ、今月に入っても夏日という、何か記録を塗り替えるような、11月になっても夏日になったということで、今日は急に寒くなりまして、何か秋があったのだから、ないのだからよく分からないような状況で、これから、もう冬になったと思いますが、皆さんもコロナ対策で、インフルエンザ、大体の方が無料に近い人が多いのかなと思いますけれども、インフルエンザ注射が無料ということで、私も先日いつもの薬をもらいに行ったら、急遽その日に予約もせずにインフルエンザの注射をやりますかと言われてやってきたのですが、何か今予約をしないとできないというお話を聞いていますが、インフルエンザにかからないように、またコロナにもかからないようにということで気をつけていただければと思います。

局 長

これから寒さ厳しくなると思います。例年ですと、今年は雪が多いという年になるのだそうですが、ここのところの様子を見ると、ちょっと雪も少ないのかなという感じはするのですが、こういうときに限ってどか雪が降るのだそうです。この辺はそんな、雪はめったに降るところではございませんけれども、降るかもしれませんので、車に乗るときには気をつけて、昨日も何だかスケートの人が自転車、ロードバイクで練習中に車と接触があったという、けがはなかったらしいのですが、我々年を取ってくるとやっぱり反応も遅くなりますので、安全ブレーキの利くような車に乗っている方はまだいいのですけれども、私が見て古い車に乗っていると、自分で判断しないと駄目な車に乗っておりますので、気をつけて、今年もう1か月ちょっとになりましたけれども、元気で新年を迎えたいと思います。

内容は整いませんけれども、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

本日は、11番の高橋委員より欠席の旨連絡がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、13番の荻島委員、14番の興石委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、高齢者介護施設に駐車場として貸していましたが、申請地4筆が農地転用の許可を取得されていないことが判明したことから、是正を行い、改めて許可を取得し、施設から引き続き利用したいとの要望があり、申請に及んだものです。

なお、隣接する宅地2筆を含め一体利用します。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は追認で敷地拡張です。転用理由といたしまして、このたび敷地の調査をしたところ、道路から住宅への通路として利用していた申請地3筆が農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き宅地利用することから、適法な土地にするための申請です。

なお、令和2年11月4日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、3番の概要ですが、転用理由は駐車場です。転用理由といたしまして、親族が経営する会社の駐車場として利用しておりました土地が相続により取得しましたが、農地転用の許可を取得されていないことが判明したことから、是正を行い、改めて許可を取得し、引き続き親族が経営する会社の駐車場及び近隣住民からの要望があり、申請に及んだものです。

なお、水路占用し、隣接する宅地1筆を含め一体利用とします。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は追認で敷地拡張です。転用理由といたしまして、このたび住宅の建て替えに伴い土地の調査をしていたところ、申請地の2筆が農地転用の手続を怠っていたことが判明し、引き続き宅地利用することから、適法な土地にしたいとの申請です。

なお、令和2年11月10日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意す

る旨の顛末書が提出されております。

また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は追認で敷地拡張です。転用理由といたしまして、このたび資産管理のため法務局及び農業委員会にて土地の調査をしたところ、申請地の3筆について農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き宅地利用することから、適法な土地にするための申請です。

なお、令和2年11月1日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。

また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番から3番について事務局、4番について私から、5番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、1番から3番について事務局お願いいたします。

事務局 1番の件について報告します。11月16日に現地を高橋重雄委員と確認しております。申請地は4筆で、現況は畑、転用目的は駐車場です。南側雑地には既存ブロックがありますが、高低差はありませんので、隣地へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、2番の件について報告します。11月16日に高橋重雄委員と現地を確認しております。申請地は3筆で、現況は宅地、転用目的は追認・敷地拡張です。南側出入口を除き、周囲に畔波シートで区画することから、隣地へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議

長

続きまして、3番の件について報告いたします。11月16日に現地を高橋重雄委員と確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。西側出入口を除き、周囲は既存の擁壁及びコンクリート土留めで区画することから、隣地への被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

4番について私から説明いたします。

4番の件について報告いたします。11月12日に現地を確認しております。申請地2筆の現況は宅地で、転用目的は追認・敷地拡張です。被害防除対策は、南側出入口を除き周囲は生け垣で区画され、高低差もないことから、隣地への被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

5番について、藤井委員、お願いいたします。

10番委員

(藤井委員)

5番の件について報告いたします。

11月16日に現地を確認しております。申請地3筆の現況は宅地で、転用目的は追認・敷地拡張です。被害防除対策は、東側出入口を除き周囲は既存コンクリートブロック及び万年塀で区画されていることから、隣地へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について事務局から説明願います。

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅で居住しておりますが、来年結婚することとなり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にもほど近く、今後親の介護が必要になった際にもすぐに対応ができることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在会社が借りている事務所兼住宅に夫婦で居住しておりますが、来春に妻の出産を控え、現在の住まいでは手狭になるため自己用住宅の建築を計画し、土地を探しましたが、希望する物件がなく、親に相談したところ親戚の所有する土地を勧められ、申請地は会社及び実家に車で10分ほどの距離にあり、子育ての支援や今後両親の介護が必要になった際にも対応ができることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探しましたが、条件に合う物件が見つからなく妻の両親へ相談したところ、父が所有している土地を勧められ、申請地は妻の実家や祖父母等の住まいまで徒歩で100メートルの距離にあり、子育ての支援や、近い将来には両親の介護が必要になることを踏まえ、お互いに困ったときには助け合いながら安心して生活ができることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由

といたしまして、譲受人は現在自宅敷地には駐車スペースがなく、自家用車の駐車場をＪＲ武蔵野線高架下に借りておりますが、このたび自宅の南側に駐車場用地として土地所有者の方から譲っていただけることとなり、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、５番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在祖父の所有する住宅に祖父母及び母の４人で居住しておりますが、このたび結婚することとなり、現在の住居は狭小なため自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は現在の住まいの隣接地であり、また祖父が難病を患い、現在も交代で介護を行っており、引き続き祖父の介護をすることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

なお、令和２年８月３１日付で、住宅として農用地区域から除外されております。

続きまして、６番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在父が所有する住宅で父及び祖父を含め計９人で居住しておりますが、子供が成長し家財も増え、部屋が手狭となり、家族の将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在の住まいから徒歩で３分程度の距離にあり、子育ての支援やお互い困ったとき助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上６件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団１０ヘクタール未満の第２種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番について事務局、２番について２番の高橋委員、３番について宇田川委員、４番について私から、５番及び６番について藤井委員よりお願いいたします。

事務局

それでは、1番について、事務局お願いいたします。

1番の件について、11月16日に高橋重雄委員と現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、南側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

2番委員

2番について、2番の高橋委員よりお願いいたします。

(高橋(政)委員)

2番の件について、11月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、北側及び東側を除き、周囲に既存コンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないものと判断いたします。

議長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

5番委員

3番について、宇田川委員よりお願いいたします。

(宇田川委員)

3番の件について、11月12日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除いて、周りにコンクリートブロックを設置して区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議長

以上報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

4番について、私から説明いたします。

4番の件について報告いたします。11月12日に現地を確認しております。申請地2筆の現況は畑で、転用目的は駐車場です。被害防除対策は、出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地への被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

10番委員

5番、6番について、藤井委員よりお願いいたします。

(藤井委員)

それでは、5番、6番の2件を報告させていただきます。

5番の件について報告いたします。11月16日に現地を確認しており、

議 長

現況は畑、転用目的は住宅です。西側及び北側出入口部分を除き、周囲は既存ブロックにて区画されていることから、周囲への被害はないと判断いたします。以上、報告いたします。

続きまして、6番の件について報告いたします。11月16日に現地を確認しております。現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックにて区画することから、周囲への被害はないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の5ページを御覧ください。

第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてご説明します。

本件は、越谷税務署長より租税特別措置法の規定による相続税の猶予を受けている農地等の利用状況等について確認したいので、農業委員会に対して該当する農地につきまして、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出を依頼されたものです。

番号、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が1筆で、面積は1,801平方メートルです。

次に、2番の内容ですが、筆数が3筆で、面積が1,867平方メートル

		です。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、推進委員 6 番の関根委員よりお願いいたします。
6 番推進委員 (関根委員)		それでは、1 番、2 番について併せてご報告いたします。 11月12日に現地確認をしました。事務局の説明のとおり、特例適用農地 1 番 1 筆及び 2 番 3 筆は適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。 以上です。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございますか。
全	員	なし。
議	長	質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 [挙手全員]
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。 続きまして、第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の 6 ページ及び 7 ページをを御覧ください。 第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。 農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものでございます。 番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。 1 番、499 平方メートル、再設定で、期間は 10 年です。 2 番、17 筆の合計 1 万 2,235 平方メートル、再設定で、期間は 10 年です。続いて、2 筆の合計 707 平方メートル、新規で、期間は 10 年です。

議
全
議

長
員
長

3 番、2 筆の合計1,956平方メートル、再設定で、期間は10年です。

本計画案は越谷市における基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地を効率的に利用し、必要な農作業に従事するものとして作成されたものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は、報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の8ページです。第1号報告 農地法第3条の3の第1項の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、9ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、10ページ及び11ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、8件の届出がありました。転用内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

報告事項は以上です。

議

長

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、12月25日金曜日、午前10時からこの会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時28分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和2年11月25日

議 長

署名委員

署名委員